

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の提出期限は、6月30日です。お忘れなく。
毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく！



「元請から建設業の許可をとるよう言われた。

以前許可を受けていたが15年程前から休眠状態になっている友人の会社を譲り受け、新規に許可申請したい…」とA氏から電話があったのは半年前の事でした。知り合いの行政書士に相談したが休眠会社の資料が残っておらず、手続は難しいように言われたと言います。会社を新規に設立する場合と既存の会社を譲り受ける場合とでは

「1年半前の転落事故で労災保険を使っていたが症状固定で障害補償給付の申請を先々月にした所、同じ場所から痛みが出た…病院の担当医は労災扱いができると言ったが、会計窓口では労災も健保も使えない…」と言われた」との相談がB社からありました。確かに事故から1年半程経つと完治していなくても症状が固定していると判断されると障害補償年金(1～7級)か障害補償一時金(8～14級)の申請を労基署から求め

印紙等の絶対的経費が13～17万円違います。既存会社の商号・所在地・目的・役員等を変更すると印紙は7万円、新規設立は印紙15万円・公証人の手数料5万円・定款添付の印紙4万円(電子申請だと0円)の差

困難な申請 費用は押え **会社譲受** と新規の許可

です。あとは休眠会社の許可に関する資料です。当方より

直接県庁に相談し管轄の土木事務所に裏付け資料を出してもらう事で問題は解決。外国人登録をしているA氏は本名での役員登記も済ませ、新しい許可を得て頑張っておられます。



られます。今回はこの申請の後も続く痛みを労

災保険でカバー出来るか…が問題でした。結論は別の症状でない限り出来ない…という事です。では健保は？病院の会計担当が本人に

労災の障害保障申請後 **続く痛み**… 健保か？ 労災か？

「健保も使えない」と説明したから不安になります。健保協会

に再確認したら「今回のケースでは労災の申請手続き後に受診した日を初診日として健保は使える」との回答。B社も本人もやれやれ一安心の解決に！



当事務所では毎週金曜日の朝9時～10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。
当事務所の☎は 0977-23-5463 or IP 050-3626-3645 (平日の9:00～17:30)